

令和2年

建設文教委員会

5月14日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和2年5月14日

午前11時45分 開会

午後零時00分 閉会

1. 出席委員

委員長	清水 義昭	副委員長	近藤 千鶴
委員	いとう ひろし	委員	林 ゆきひろ
委員	近藤 ひろひで	委員	宮本 英彦
委員	近藤 郁子		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
参事	小森 賢一	経済建設部長	宇佐見 恭裕
産業支援課長	秋永 亘正	産業支援課長補佐	高垣 茂晴

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学
青木 亮	鵜飼 貞雄	郷右近 修	一色 美智子
毛受 明宏	ふじえ 真理子	近藤 善人	

6. 傍聴者

なし

午前 11 時 45 分開会

○建設文教委員長（清水義昭議員） ただいまより建設文教委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本日の建設文教委員会に付託されました案件は、1 議案でございます。慎重なる審査を頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 理美容の関係の協力金でございます。審議をお願いいたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席を頂きますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、議案第38号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 豊明市一般会計補正予算書（第5号）、産業支援課分に

ついて御説明いたします。

歳出から主なものを御説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

下段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側説明欄、新型コロナウイルス感染症対策協力金（理美容業分）1,400万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために自主的に一定期間休業する理容業及び美容業を営む事業者に対し10万円を交付する協力金で、140件分を計上するものです。

続きまして、歳入を御説明しますので、4ページ、5ページをお開きください。

17款1項1目 一般寄附金、右側説明欄、医療従事者ありがとう寄附金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、昼夜を問わず献身的に職務に当たる医療従事者の方に対し、感謝の気持ちを届けるため、ふるさと納税制度を活用して返礼品のない形で寄附を募るもので、1,000万円を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 理美容業界の協力金についてですけども、これは国県の支出金が入ってなくて市独自の10万だけですけども、これ、事業者が申請するときは、県と市と別々に申請を行うという流れなんではないでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まだ県の方向性がまだ明確には定まっておりませんが、現時点での県からの見解では別々の申請となる可能性があります。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市で支給されるこの10万円というのが、最短のスケジュールだといつ頃事業者へ支給される予定でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） これについても、県の方向性が定まってからでないとなかなか市の、近隣市町との統一的な運用ですとか、そういったことを図ることができませ

んものですから、それが定まり次第という形になってくるかと思います。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 理美容、一定期間の休業をとということですが、たしか私の記憶だと4月24日金曜日の夕方に知事のほうから、当初私のほうの情報は組合員だけだということがあって、それを非組合員も入れますよという発表があったのがたしか24日の夕方なので、そこから休業措置をすると、休業を開始した人のばらつきがあったり、それから、連休後の7日が連休明けということですが、そこから再開した人もいるし、11日から再開した人もいるし、まだ休業してみえる人もいるかと思うので、その辺の休業の範囲内というのはどんなような解釈でおみえですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今、県の方向性としては、組合員については24日から5月6日まで、非組合員については25日から5月6日までの休業協力という形になっております。ただし、例えば24日なり25日なりに予約等が入っておって、どうしてもキャンセルができないという状況があれば、25日、例えば非組合員の方だったら25日に営業実態があったとしても、それは認めるというような運用をするというふうに聞いております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 じゃ、休業期間について関連でお聞きします。

実際に豊明市内で営業を続けられた、私が知っているのは理容かな、床屋さんですけど、そういったことを把握してみえるのか。それと、あと、その人が万が一、休業したよと言って申請したときに、なかなかそれを、開業しているところを写真撮ってどうのこうのって証明しにくいかと思うんですね、支給する側は。そういったことの対応についてはどのようにお考えですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今、検討しておる提出書類としては、休業された場合にはその休業したという、例えばホームページの写しですとか、貼り紙の写真の写しですとか、そういった形での書類の添付をお願いする予定でございます。ですので、そういった形での申請があれば、それに基づいて支給をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと私の記憶違いかも知れないですけど、県は4月24日から5月6日ですね。で、その県の告知が、先ほどひろひで委員が言われたように、県の発表が4月24日。

（23ですぬの声あり）

○宮本英彦委員 3か。であったということで、これは24日から休まないかんのですよね。で、そういうことからいって、周知期間に問題がややあったということで、そこから県の対象が漏れた場合を想定して、豊明の場合は25日から5月6日を対象にしたと、そういう理解でよろしいですか。違うんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） その漏れたという話ではなくて、県の方向性として、23日の夕方ぐらいに記者発表をしておるんですね。ですので、組合員については24日から、で、その後方向性が少し変わりました、非組合員についても対象にしますよというのが24日の発表ですので、25日から非組合員については対象とするというような流れになってございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、豊明が25日から豊明独自の、要するに県に漏れた人を対象にするというような理由だと私は思ったんですけど、豊明が独自に作った理由というのは何でしたっけ。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 豊明市の、この独自というのは、あくまでもその県と市で、県からの補助金を受けてやるものではなくて、それぞれで支給を、協力金を交付するものですので、その協力期限に間に合わなかった方を救うというのではなくて、あくまでも運用は県と全く同じ休業協力期間を対象としております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 確認ですけど、ごめんなさい、私の理解がちょっと間違っておって、そ

もそもこの理美容の助成金、補助金、協力金というのは20万だと。そのうち県が10万、市が10万。で、その間の期間の取り方がちょっと違うと。1日違うと。こういう理解でよろしいんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 非組合員と組合員とでその期間、休業期間が違うということでございます。

以上でございます。

（金額はの声あり）

○産業支援課長（秋永亘正君） 金額は同じです。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 組合員で日にちが違うのは、それは県の話であって、市は25日からというのは、非組合員の人も組合員の人も一緒。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 市としても、すぐに非組合員について先に、我々としても対象としようとしたところから、その後、県が協力金を出すことについてもオーケーを出しているというような流れでございますので、ということでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 県のほうは、組合員の人は24から。で、組合員に入っていない方は25から。で、豊明の場合は、組合員に入っておろうが組合員に入ってなこうが、25から対象にしますよと。25から6日まで休まなきゃいけないよと。そういう意味じゃないんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 豊明の場合も、県と全く休業を要請する期間というのは全く同じでございます。ですので、組合員については24日から5月6日までで、非組合員については25日から5月6日までの休業をされた方に交付をするというふうに考えてございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今のは県と同じ要領で、市も対象を決めるということによかったんです

ね。

それともう一つ、理美容の中でも規模が随分と違うと思うんですけれども、それでも一律10万円ということではなかったでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 例えば、豊明市以外の市町村にも店舗が何店かお持ちの事業者さんがおられたとしても、1事業者に対して10万円というような支給の仕方というふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 組合に入っておらん人への告知というのはいつやられたんですか。組合員に入っておる方は組合から通知が行っておるんですよね。床屋さんに聞いたら。で、組合に入っていないところはどういうふうな通知をされたんでしょう。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 組合員にそういったことが出るということが記者発表されてからすぐに、ホームページのほうには掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 組合員と非組合員の割合はどれぐらいあるんでしょうか。何軒ということ。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 現時点で把握しておる状況ですと、組合員の理容事業者が18軒で、組合員の美容事業者が16軒あります。で、全体として、理容事業者自体は46軒、美容事業者自体が93軒ありますので、非組合員の方はかなり多いというような状況になっております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 時短は対象外ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 時短は対象外となります。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論いたします。

私を知っている限り、理美容、高齢の方と若手の方ともう二極化されていると思います。ホームページからアップしてっていう申請の仕方が分からないともう既にいろんな相談を受けておりますので、できる限り分かりやすい、ペーパー配布も含めて、高齢者に配慮をした、豊明市としては高齢者も含めて配慮して進めていただきたいと思います。そういったことを要望して賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後零時閉会